

三権分立

三権分立

国の政治を進めるには、大きな力が必要です。けれども、その力が一つの所に集まりすぎると、その力が勝手に使われ、国民の自由や権利がおびやかされるおそれがあります。

そこで、日本では、日本国憲法にもとづいて、国の大切な力を三つに分けています。法律を作る力である立法権は、国会が受け持ちます。法律にもとづいて、実際に国の政治を行う力である行政権は、内閣が受け持ちます。そして、争いごとなどを、法律にもとづいて解決する力である司法権は、裁判所が受け持ちます。

この三つの機関は、それぞれが、たがいの仕事を確かめ合い、行き過ぎがないように、おさえ合っています。たとえば、裁判所は、国会が作った法律が、憲法に違反してないかを判断することができます。また、国会は、内閣総理大臣を指名し、内閣は、衆議院を解散することができます。

このように、国の力を三つに分けて、たがいにおさえ合うしくみを、三権分立といいます。三権分立は、国民の自由や権利を守るための、大切なしくみなのです。そして、国会の議員を選挙で選ぶのは、わたしたち国民です。

1 力が一つの所に集まりすぎると、どんなおそれがありますか。

2 法律を作る力（立法権）を受け持つのは、どこですか。

ア 国会
イ 内閣
ウ 裁判所

3 争いごとを法律にもとづいて解決する力を、何といいますか。

4 三権分立は、何のためのしくみですか。
